

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「行う」の次に「とともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する」を加える。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域の実情に応じた、適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項

別表中「西日本旅客鉄道(株)大阪支社総務企画担当課長」を
「西日本旅客鉄道(株)大阪支社企画課長」に、改める。

附 則

この規約は、平成20年10月10日から施行する。